

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第13号

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(入札及び契約の手続)</p> <p>第4条 収支等執行者は、次に掲げるものについては、事業施行の決定を行った上で<u>会計課長</u>に入札及び契約の手続（工事に係る単価契約及び市町村域水道事業における契約にあっては入札の手続）を依頼しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 収支等執行者は、前項の手続を経て契約を締結したもの（工事に係る単価契約及び市町村域水道事業における契約を除く。）について、変更を要する場合についても、<u>会計課長</u>に契約の手続を依頼しなければならない。</p> <p>3 <u>会計課長</u>は、前2項の規定により入札又は契約の手続の依頼があったときは、入札又は契約に必要な手続を<u>とるものとする。</u></p> <p>(契約書)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(<u>追完請求権</u>)</p> <p>第40条 収支等執行者は、<u>引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者</u></p> | <p>(入札及び契約の手続)</p> <p>第4条 収支等執行者は、次に掲げるものについては、事業施行の決定を行った上で<u>契約検査課長</u>に入札及び契約の手続（工事に係る単価契約及び市町村域水道事業における契約にあっては入札の手続）を依頼しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 収支等執行者は、前項の手続を経て契約を締結したもの（工事に係る単価契約及び市町村域水道事業における契約を除く。）について、変更を要する場合についても、<u>契約検査課長</u>に契約の手続を依頼しなければならない。</p> <p>3 <u>契約検査課長</u>は、前2項の規定により入札又は契約の手続の依頼があったときは、入札又は契約に必要な手続を<u>執るものとする。</u></p> <p>(契約書)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>かし担保責任</u></p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(<u>かし担保</u>)</p> <p>第40条 収支等執行者は、<u>目的物にかしがあるときは、契約者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は</u></p> |

に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。